

偽造・盗難キャッシュカード等による被害の補償について

1. 偽造カードによる被害の場合

偽造または変造カードによる被害の場合、ご本人の故意または重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、被害を補償しております。この場合、ご本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査にご協力していただく必要があります。

2. 盗難カードによる被害の場合

カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払い戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、被害を補償しております。

- (1) カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫へ通知していただくこと
- (2) 当金庫の調査に対し、ご本人より十分な説明を行っていただくこと
- (3) 警察署に被害届を提出いただくこと

- ・上記(1)(2)(3)を前提に、当該盗難カードによる被害についてご本人の故意による場合を除き、当金庫へ通知が行われた日の30日前の日以降になされた払い戻しにかかる損害を補償いたします。ただし、当該払い戻しが行われたことについて、ご本人に過失がある場合の被害補償額は4分の3となります。
- ・当金庫への通知が、盗難が行われた日から、2年を経過する日後に行われた場合は、適用されません。
- ・さらに、ご本人に重大な過失がある場合、ご本人の配偶者、二親等内の親族、同居の家族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合、またはご本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難に遭った場合には、補償されません。
- ・キャッシュカード等、暗証番号の管理については十分にご注意ください。以下の場合などには、補償の対象とならない場合や補償を減額する場合があります。

**(重大な過失となりうる場合)**

ご本人の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。

- (1) ご本人が他人に暗証番号を知らせた場合
- (2) ご本人が暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
- (3) ご本人が他人にキャッシュカードを渡した場合
- (4) その他ご本人に(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

(注) 上記(1)および(3)については、病気の方が介護ヘルパー等に対して暗証番号を知らせた上でキャッシュカードを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではありません。(本来、介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合となります。)

#### (過失となりうる場合)

ご本人の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

##### (1) 次の①または②に該当する場合

- ① 当金庫から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合
- ② 暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

##### (2) (1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

###### ① 暗証番号の管理

- ア 当金庫から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合
- イ 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合

###### ② キャッシュカードの管理

- ア キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合
- イ 酔てい等により通常の注意義務を果たせなくなるなど、キャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

##### (3) その他(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合